

○唐津市行政改革推進会議設置要綱

平成17年5月2日

告示第305号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応し、本市の行財政運営の健全化、効率化その他の行政改革の推進に関し意見を求めるため、唐津市行政改革推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 推進会議は、委員12人以内をもって組織し、委員は、市長が委嘱する。

(平17告示315・一部改正)

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が必要と認めるときに、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、政策部行政改革課において処理する。

(平19告示102・平21告示82・平22告示131・平25告示104・平27告示105・平30告示176・一部改正)

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長

が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成17年告示第315号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成19年告示第102号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成21年告示第82号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成22年告示第131号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成25年告示第104号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年告示第105号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第176号）

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。